リハビリ専門職による同行訪問

要支援の方で新たに介護保険サービスの利用を開始する方に対し、 リハビリ専門職が自宅訪問に同行し、生活機能低下予防に効果的な 生活指導、運動指導を実施します。

対象者

以下のいずれかに該当する者

- ・ 新規に介護認定を申請された方で要支援1、2の方 (※申請中でまだ認定が下りていない方、今後申請する予定の方も可)
- すでに要支援の認定を持っていたが、今までサービスを利用して おらず、これから利用する予定の方

費用等

- 利用者負担や介護報酬はありません。
- 訪問は利用者1人につき1回です。

目的

ケアプラン作成支援、フレイル予防に関する生活指導

- ① リハビリ専門職の視点から身体機能や生活上のリスクを評価し、 ケアプラン作成でのアセスメントを支援します
- ② 自立支援として効果的な介護保険サービスの利用方法を提案します
- ③ 自宅で出来るセルフトレーニングを提案し、ご本人に指導します
- ④ 住宅改修や福祉用具について、評価しアドバイスします

同行訪問の流れ

申し込み

介護保険課(下記の電話番号)に電話にてお申し込み下さい。 その際に、利用者さまの情報の聞き取りと日程調整をさせて頂きます。 (※日程調整は後日でも大丈夫です。)

当日の流れ

- ① ケアプラン作成者の方と一緒に利用者様のご自宅に訪問します
- ② 利用者様から今の生活状況や今後の生活に対する不安、目標などをお伺いします
- ③ 利用者様の動作能力や身体機能、家屋環境を評価させて頂きます
- ④ ケアプラン作成者の方と相談しながら、自立支援に向けたサービスの利用方法やセルフトレーニングなどについて提案させて頂きます

※訪問時間は約1時間です

後日

- 同行訪問の内容をまとめた書類と指導したセルフトレーニングの内容を示す書類を所属の事業書宛てにメールにて送付いたします
- マイケアプラン(1), (2)のコピーとアンケートを翌月の巡回派遣員の 訪問時にお渡し下さい。

(ケアプランを作成していない場合はアンケートのみお渡し下さい。 居宅事業所のケアマネの方は、所轄のセンターに書類をお渡し下さい。)



新規にサービスを導入する方について、適切な自立支援には最初のアセス メントとケアプラン、目標設定が重要です

リハサービスを利用しない方も対象です

住宅改修や福祉用具についての相談もお受けします

同行訪問申し込み先

介護保険課ケアマネジメントライン

TEL (078)-322-6902

(※電話をいただく際は、「同行訪問の依頼」である旨を、お伝えください。)